

札幌市教育委員会行政組織規則を次のように制定する。

令和6年3月29日

札幌市教育委員会

教育長

檜田英樹

札幌市教育委員会規則第4号

札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

札幌市教育委員会行政組織規則（昭和47年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1生涯学習部の項総務課の目第16号を削り、同目第17号中「及び学校」を削り、同号を同目第16号とし、同目第18号を同目第17号とし、同項生涯学習推進課の目の次に次のように加える。

学校支援課	(1) 教材及び学校備品の整備に関すること。 (2) 学校の経理に関すること。
-------	--

- (2) 別表1生涯学習部の項学校施設課の目中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項保健給食課の目を次のように改める。

学校給食課	(1) 学校給食に関すること。 (2) 学校給食の関係団体に関すること。 (3) 札幌市学校給食運営委員会の庶務に関すること。 (4) 学校給食費の管理に関すること。
-------	--

- (3) 別表1学校教育部の項教育推進課の目第11号中「就学援助審議会」の次に「、札幌市学校結核対策委員会」を加え、同目中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、第14号の次に次の5号を加える。

- (15) 北方自然教育園に関すること。
(16) 学校保健に関すること（教職員の健康管理に係るものを除く。）。
(17) 学校保健の関係団体に関すること。

- (18) 学校保健の専門的事項の指導等に関すること。
- (19) 学校保健に係る専門的及び技術的事項の調査及び研究に関すること。
- (4) 別表学校教育部の項教職員課の目中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(札幌市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 札幌市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則（平成26年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
様式1（その1）及び様式1（その3）中「(教)総務課」を削る。
(札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例施行規則（平成26年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。
様式1（その1）中「(教)総務課」を削る。
(機構改革に伴う勤務発令)
- 4 この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる職にある職員は、別に発令されないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職に発令されたものとする。

左欄		右欄	
部	課	部	課
生涯学習部	保健給食課長	生涯学習部	学校給食課長
学校教育部	幼児教育センター 一担当課長	学校教育部	幼児教育担当課 長